

## 平成 30 年度税制改正 9

### ( 特例事業承継税制について )

#### 事業承継税制が適用できる会社

適用対象となる会社は、下表に示した業種に応じて資本金の額又は従業員数のいずれかに該当している会社です。ただし、贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替確認の際には、下表の中小企業の範囲に該当しなくなっても、また非上場でなくなっても相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

これらは性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外のほとんどすべての会社が満たすこととなると考えられ、通常の事業会社であれば適用可能といえるでしょう。ただし資産保有型会社及び資産運用型会社(次回以降参照)に該当する場合には従業員が 5 人以上いなければ適用できないと考える必要があります。

#### 事業承継税制の提要対象となる中小企業

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業		100 人以下
ゴム製品製造業 ※	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

#### 適用対象となる「会社」の範囲

株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、農業経営を営む法人など会社法上の会社を対象 (医療法人、社会福祉法人等は対象外)